

実る愛 定期積金

取扱期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)



「定額式定期積金」(12万円以上)を新規でご契約

ローン申込時の金利引下げ商品

愛媛たいき農業協同組合 お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談下さい。

本所資金課 TEL (0893) 24 - 4182

大洲支所 TEL (0893) 24 - 2008 粟津支所 TEL (0893) 26 - 0211 立川出張所 TEL (0893) 45 - 0211

喜多支所 TEL (0893) 24 - 5843 上須戒出張所 TEL (0893) 26 - 0021 五十崎支所 TEL (0893) 44 - 2188

平野支所 TEL (0893) 24 - 2332 南久米出張所 TEL (0893) 24 - 2331 長浜支所 TEL (0893) 52 - 1211

菅田支所 TEL (0893) 25 - 5011 河辺出張所 TEL (0893) 39 - 2121 櫛生出張所 TEL (0893) 53 - 0401

大川出張所 TEL (0893) 27 - 0111 肱川支所 TEL (0893) 34 - 2321 大和支所 TEL (0893) 52 - 0623

新谷支所 TEL (0893) 25 - 0521 内子支所 TEL (0893) 44 - 4111 白滝出張所 TEL (0893) 54 - 0310

三善出張所 TEL (0893) 26 - 0214 大瀬支所 TEL (0893) 47 - 0111 木ノ葉出張所 TEL (0893) 25 - 0008

1. 商 品 名	・定額式定期積金（愛称：実る愛定期積金）
2. ご利用いただける方	・個人の方
3. 期 間 給付契約額	・2年以上10年以内 ・給付契約額12万円以上500万円以内のご契約者で対象となります。
4. 方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月とします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・普通貯金等からの自動振替による払込 ・1回あたり5,000円以上 ・1円以上
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示利率（年利回り）は金利表示ボードに表示しています。 ・窓口でお問合せください。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率を適用いたします。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支所、出張所または金融部（電話：0893-24-4182）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
12. その他参考となる 事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

（令和2年4月1日現在）JA愛媛たいき